# ~18歳からの「君ならどうする?」~ 若年者のための消費生活サポート情報



第22号 2023. 2. 27

## お試しのはずだったのに・・・

### 事例

SNSの広告で500円のダイエットサプリを見つけた。定期購入縛りがなくいつでも解約できるようなので、試しに注文した。その後ネットで、高額請求されるとの情報を見て、不安になって解約を申し出たところ、定価1万円から500円を差し引いた差額の支払いが必要だと連絡があった。そのような条件は見ておらず、解約したい。(10代 女性)



#### ©KANAGAWA2013

#### 一言アドバイス



- ○「回数縛りなし」と表示されていても、初回での解約は通常料金が必要だったり、商品発送前に電話で連絡しないと解約にならなかったりするケースが多くみられます。
- ○定期購入の場合、事業者は販売サイトの最終確認画面などで 定期購入の回数や支払総額などの注文内容をわかりやすく表 示することになっています。
- ○契約内容について必要な事項を表示していない広告や、誤認 させる広告により申込みをした場合は、契約を取り消せる可 能性があります。
- ○最終確認画面で定期購入となっていないか、支払総額はいく らかなどをよく確認し、スクリーンショットなどで保存して おきましょう。
- ○サポート情報のバックナンバーはこちらから ~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html



困った時はひとりで悩まず相談しましょう! 北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 (050-7505-0999)

消費者ホットライン\* 【188 (「嫌や!」泣き寝入り)

